

# 増加する国民健康保険の給付

病気やけがをしても安心して医療が受けられるよう、加入者がお金を出し合い医療費の支払いに充てる国民健康保険(国保)制度。さまざまな給付がありますが、糸島市の給付額は年々増加傾向にあります。

**国保の主な給付  
高齢者・低所得世帯へ  
配慮**

国保で行っている主な給付は、表①のとおりです。特に、高齢者や低所得世帯に対して、負担が軽減されるように配慮されています。

**6月の給付費  
対前年同月比8.6%増**

平成23年6月に糸島市の国保が病院などへ支払った保険給付費の総額は、6億9

688万円に上ります。昨年の同じ月と比べると8.6%と大きく増加しています。

**厳しい国保財政  
医療費の節減に  
ご協力を**

高齢化や景気の低迷などの影響を受け、国保財政は大変厳しい状況にあります。保険給付費の増加などにより歳入が歳入を上回るの見込まれると、国保税の引き上げを検討しなければなりません。

**6月の糸島市の給付費総額**  
**6億9,688万円**  
 (対前年同月比+8.6%)  
**医療費節減にご協力を！**  
**一人ひとりが**  
**健康管理に努めましょう**

**問い合わせ**  
 糸島市国保年金課  
 ☎(323)1111  
 ※給付の申請は二丈・志摩支所でもできます

日ごろから健康づくりに努めるなど、医療費の節減にご理解とご協力をお願いします。

**健康づくり**  
 ～血管を守ろう⑮～

**健診は健康づくりの第一歩**



● **自覚症状がない  
脂質異常症**

血液中のLDLコレステロールや中性脂肪が過剰な状態、またはHDLコレステロールが少ない状態を「脂質異常症」と言います。多くの場合、自覚症状がありません。しかし、脂質異常症は、放置すると心筋梗塞や脳梗塞などの病気を引き起こします。

● **健診で数値を  
チェック**

特定健康診査(健診)では、LDLコレステロールのほか、HDLコレステロール、中性脂肪の数値も分かれます。健診で、あなたの脂質の状態を調べてみましょう。

● **個人で異なる  
目標値**

LDLコレステロールの目標値は、個人によって異なります。あなたの目標値はいかがですか。左表で確認してみてください。

● **特に心配なLDL  
コレステロール**

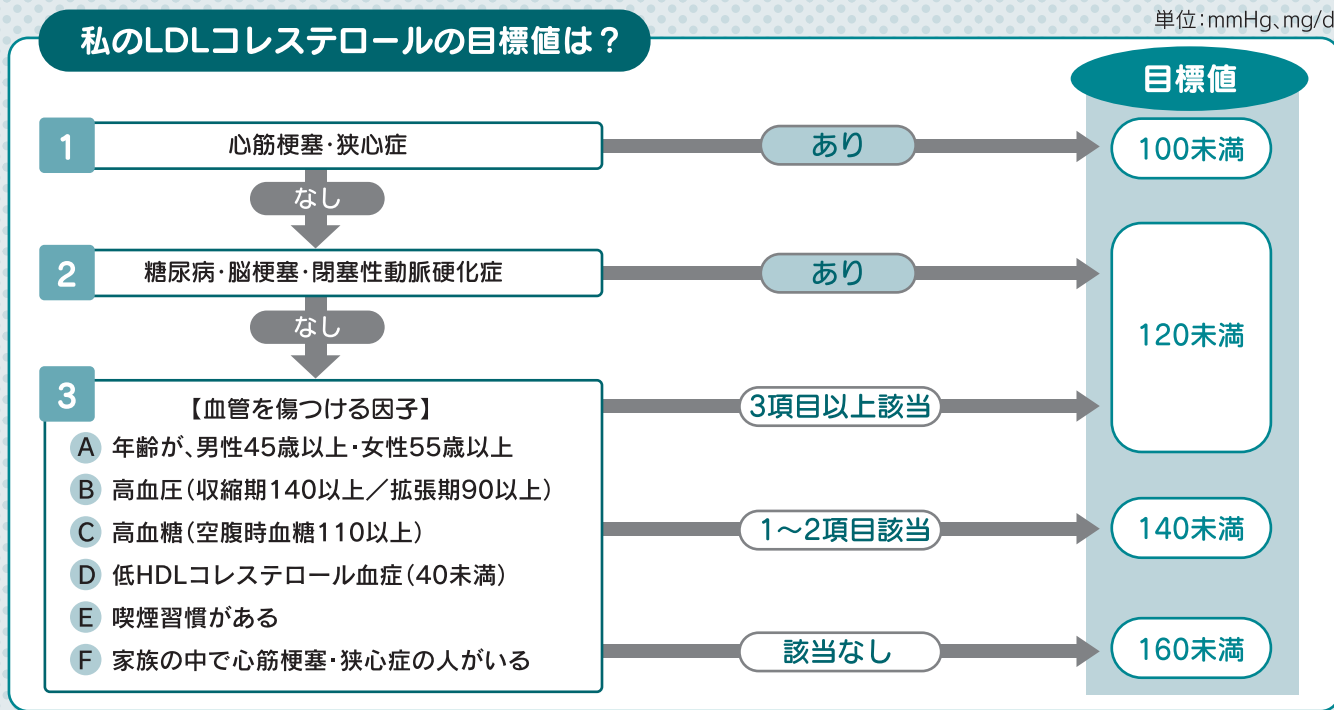
LDLコレステロールは、「悪玉コレステロール」と呼ばれるもので、量が多く血液の中に残ると、血管の壁にたまり、動脈硬化につながってしまいます。

**申し込み・問い合わせ**  
 糸島市健康づくり課  
 保健指導係  
 ☎(323)2009

表① 国民健康保険の主な給付と糸島市の給付額(平成23年8月1日現在)

給付の種類	給付される場合	内 容	糸島市の給付額 (6月支払い分)																				
療養の給付	病気やけがで必要な医療を受けたとき	〈療養に要する費用の給付割合〉 <table border="1"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>8割 (患者負担2割)</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学後～70歳未満</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳～74歳</td> <td>一般</td> <td>9割 (患者負担1割) (注)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> </table>	義務教育就学前	8割 (患者負担2割)	義務教育就学後～70歳未満	7割 (患者負担3割)	70歳～74歳	一般	9割 (患者負担1割) (注)	現役並み所得者	7割 (患者負担3割)	6億 656万円											
義務教育就学前	8割 (患者負担2割)																						
義務教育就学後～70歳未満	7割 (患者負担3割)																						
70歳～74歳	一般	9割 (患者負担1割) (注)																					
	現役並み所得者	7割 (患者負担3割)																					
療養費	治療用補装具などを作ったとき 保険証を持参できず 10割支払ったときなど	※現在1割に据え置かれている患者負担は、平成24年4月から2割に変更される予定です ※現役並み所得者とは、住民税の課税所得(所得から社会保険料控除などの諸控除を差し引いた後の金額)が145万円以上の世帯の人	844万円																				
高額療養費	医療費が高額になったとき ● 1か月の医療費自己負担について、 <b>限度額を超えた分を支給</b> します。 ※差額ベッド代、食事代、保険のきかないものは対象外 ※毎月ごとに計算 ※医療機関別、入院、外来別に計算(70歳以上のみの世帯は合算できます)	〈同一月内の自己負担限度額〉 <b>70歳未満</b> ※同一世帯で1か月につき21,000円以上の自己負担額が複数あった場合、合算できます <table border="1"> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円+(医療費-500,000円)×1% (多数該当:83,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円 (多数該当:24,600円)</td> </tr> </table> <small>※上位所得者とは、国保加入者の基礎控除(33万円)後の総所得金額の合計が600万円を超える世帯の人 ※住民税非課税世帯とは、世帯主およびその世帯の国保加入者全員が住民税非課税の世帯</small> <b>70歳～74歳</b> (70歳…1日生まれの人は誕生月から、それ以外の人は誕生日の翌月から) <table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来のみ(個人単位)</th> <th>外来+入院(世帯単位)</th> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <small>※現役並み所得者とは、住民税の課税所得(所得から社会保険料控除などの諸控除を差し引いた後の金額)が145万円以上の世帯の人 ※住民税非課税世帯Ⅱとは、世帯主およびその世帯の国保加入者全員が住民税非課税の世帯 ※住民税非課税世帯Ⅰとは、世帯主およびその世帯の国保加入者全員が住民税非課税で、かつ、必要経費や公的年金控除を差し引いた後の所得金額が0円の世帯</small>	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (多数該当:83,400円)	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)	住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当:24,600円)	所得区分	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)	一般	12,000円	44,400円	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円	住民税非課税世帯Ⅰ	15,000円	7,703万円
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (多数該当:83,400円)																						
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)																						
住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当:24,600円)																						
所得区分	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)																					
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)																					
一般	12,000円	44,400円																					
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円																					
住民税非課税世帯Ⅰ		15,000円																					
出産育児一時金	出産したとき (妊娠12週(85日)以降の死産・流産も)	1児につき 390,000円 ※産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、30,000円が上乗せされます ※「直接支払制度」などを利用することで、医療機関などでの窓口負担を軽減することができます	417万円																				
葬祭費	死亡したとき	40,000円	68万円																				

詳細な支給条件や、手続き方法などは国保年金課までお問い合わせください。



※動脈硬化性疾患予防ガイドライン2007 ※高脂血症治療ガイド2004より